

5 60歳台前半の在職老齢年金

60歳以降に在職中の場合は在職老齢年金

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、在職中（厚生年金保険の被保険者）の場合は、退職するまで、または65歳になるまでの間、在職老齢年金をうけます。特例で55歳～59歳から老齢厚生年金をうけられる女子と坑内員・船員が、支給開始年齢に達して在職中の場合も同様です。

在職老齢年金は、60歳台前半の老齢厚生年金の額から、年金額（加給年金額を除く）と賃金（標準報酬月額）に応じた額を支給停止（控除）した額となります。支給停止額が年金額をこえた場合は、全額（加給年金額を含む）が支給停止です。

年金額と賃金額に応じて一部（全額）停止

支給停止額の計算は、次のとおり行われます（月額での計算）。

(1) 標準報酬月額と基本月額（8割の年金額）との合計額が22万円以下の場合

年金額の2割を支給停止

(2) 標準報酬月額と基本月額（8割の年金額）との合計額が22万円をこえる場合

年金額の2割を支給停止 + さらに次の①～④のいずれかの額を支給停止

① 基本月額22万円以下・ 標準報酬月額37万円以下	$(\text{標準報酬月額} + \text{基本月額} - 22\text{万円}) \times 1/2$
② 基本月額22万円以下・ 標準報酬月額37万円超	$(37\text{万円} + \text{基本月額} - 22\text{万円}) \times 1/2 + (\text{標準報酬月額} - 37\text{万円})$
③ 基本月額22万円超・ 標準報酬月額37万円以下	標準報酬月額 $\times 1/2$
④ 基本月額22万円超・ 標準報酬月額37万円超	$(37\text{万円} \times 1/2) + (\text{標準報酬月額} - 37\text{万円})$

※標準報酬月額37万円とあるのは法令上の規定です。実際には「37万円以下」は「36万円以下」と、「37万円超」は「38万円以上」という扱いになります。

◆加給年金額がある場合

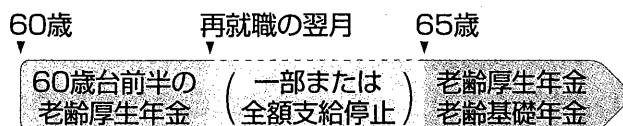
在職による支給停止が行われる60歳台前半の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合には、加給年金額分を除いて上記の計算を行って、支給停止額がきまります。その結果が一部支給停止ならば、加給年金額は全額が支給され、全額支給停止のときは、加給年金額も全額支給停止となります。

◆総報酬制導入後の在職老齢年金

総報酬制導入にともない、在職老齢年金についても、直近1年間の標準賞与額の総額の12分の1を報酬に繰り入れて支給停止を行うなどの調整が行われます（平成16年4月実施）。

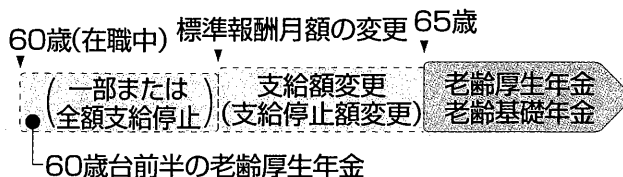
● 受給権者の再就職などによる支給額の変更と退職時改定 ◆

退職して60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者となっている人が、再就職して被保険者になったときは、再就職に際して定められた標準報酬月額と年金月額とに応じて、再就職の翌月分から年金額の一部または全額が支給停止となります。



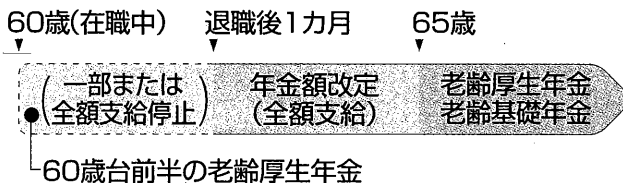
◆ 標準報酬が変わったとき

在職老齢年金の受給権者の標準報酬月額が変わったときは、その月から支給停止額も変わりますので、支給額も変更（または全額支給停止）されます。



◆ 退職したとき (退職時改定)

在職老齢年金の受給権者が退職して被保険者資格を失い、1カ月が経過すると、支給停止がなくなり、在職中の被保険者期間を加えて年金額が再計算・改定されます。在職中に加給年金額の受給に必要な被保険者期間（原則20年）を満した人は、退職時に対象者がいれば、新たに加給年金額が加算されます（うける年金が定額部分と報酬比例部分を合算した老齢厚生年金である場合）。



◆ 本人の特別の届出は不要

以上の支給（停止）額の変更・年金額の改定は、事業主が提出する届書にもとづいて行われますので、本人からの届出は必要ありません。

年金の繰上げ支給を受けている人が在職中の場合

老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した人

全部繰上げの老齢基礎年金を請求した人（89頁参照）が在職中の場合は、報酬比例部分+経過的加算相当額について、95頁の方法で一部（全部）支給停止が行われます（老齢基礎年金については支給停止されません）。

一部繰上げの老齢基礎年金を請求した人（90頁参照）が在職中の場合は、報酬比例部分+繰上げ調整額について、95頁の方法で一部（全部）支給停止が行われます（老齢基礎年金については支給停止されません）。

※加給年金額が加算されている場合は、上記の支給停止が行われる部分が一部支給停止なら加給年金額は全額が支給され、全部支給停止なら加

給年金額も全額支給停止になります。

老齢厚生年金の繰上げ支給を請求した人

経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した人（90頁参照）が在職中の場合は、老齢厚生年金について、65歳到達前は95頁の方法で一部（全部）支給停止が行われ、65歳到達後は101頁の60歳台後半の在職老齢年金の方法で一部（全部）支給停止が行われます（老齢基礎年金については支給停止されません）。

繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した人（90頁参照）が在職中の場合は、老齢厚生年金について、101頁の60歳台後半の在職老齢年金の方法で一部（全部）支給停止が行われます（老齢基礎年金については支給停止されません）。

6 雇用保険の給付との調整

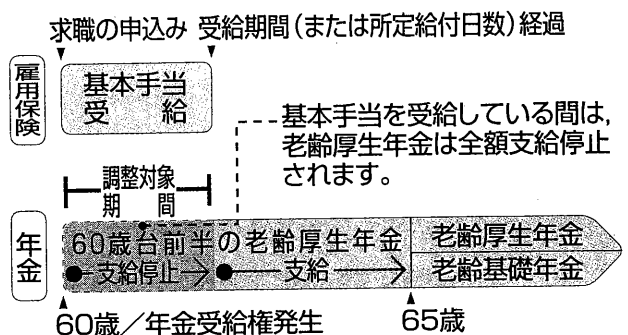
60歳台前半の老齢厚生年金と調整

平成10年4月1日以後に60歳台前半の老齢厚生年金の受給権を得た人が、雇用保険の基本手当（求職者給付）や高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金）をうけられる場合は、年金の全額または一部が支給停止となる調整が行われます。船員保険の失業保険金や高年齢雇用継続給付をうけられる場合も、同様です。

60歳台前半の老齢厚生年金の裁定請求を行う場合には、「老齢給付裁定請求書」に雇用保険の被保険者番号を記入し、雇用保険被保険者証等を添付することになっています。

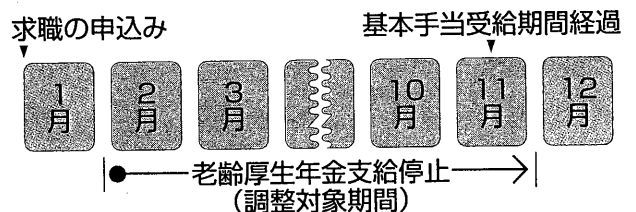
基本手当受給期間は年金が全額支給停止

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、基本手当を受給する場合は、基本手当が優先し、その間の老齢厚生年金は全額支給停止となります。



◆求職日の翌月から受給期間経過月

支給停止の期間は、求職の申込みを行った日の翌月から基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した月まで（調整対象期間）です。この期間中でも、基本手当の支給対象日が1日もない月については老齢厚生年金が支給されます。



基本手当受給による支給停止の事後精算

調整対象期間中は、基本手当を1日でもうけると、その月は年金が支給停止されます。このため、同じ日数分の基本手当をうけても、人によって支給停止月数が異なる場合があります。そこで、基本手当の受給期間または所定給付日数の経過後、精算が行われます。

具体的には、受給期間または所定給付日数が経

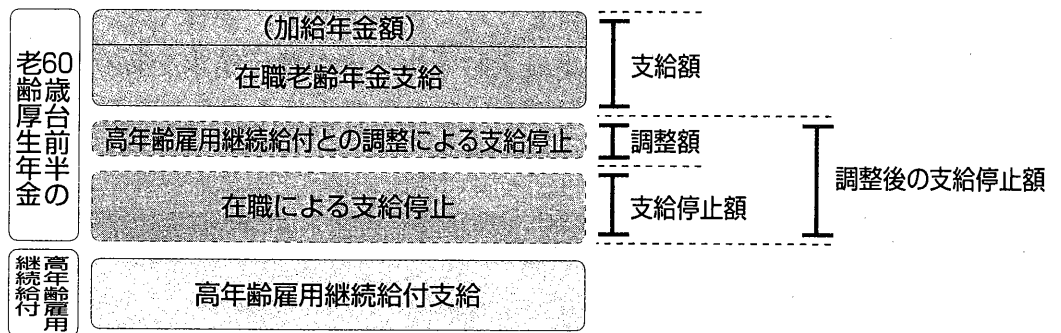
過した時点で、次の式で計算した支給停止解除月数が1以上の場合には、その月数分の年金停止が解除され、直近の年金停止月から順次さかのぼって年金が支給されます。

$$\text{支給停止解除月数} = \frac{\text{年金停止月数} \times \left(\text{基本手当支給対象の日数} \div 30 \text{ (1未満切上げ)} \right)}{\text{基本手当支給対象の日数} \div 30 \text{ (1未満切上げ)}}$$

高年齢雇用継続給付受給中は一部支給停止

60歳前半の在職老齢年金の受給者が、雇用保険の高年齢雇用継続給付をうけている間は、次のような調整が行われます。

- ① 60歳前半の在職老齢年金のしくみ(95頁参照)により、年金額の一部が支給停止されます(全額支給停止になる場合は、②の調整は行われません)。
- ② さらに、標準報酬月額60歳到達時または離職時の賃金月額に対する割合に応じた調整額(最高で標準報酬月額の1割相当額)が支給停止されます。
- ③ ①、②による支給停止額が年金額をこえた場合は、年金額が全額支給停止になります(この場合は、加給年金額も支給停止になります)。



年金の裁定請求時や雇用保険の受給開始時に調整の手続

基本手当との調整の場合

様式第583号

老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届

(雇用保険法または船員保険法の失業等給付の申込みをされたとき若しくは高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったときの届)

51	基礎年金番号		年金コード				
① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	2 / 2 / 90 / 2475		/ / 50				
② 生年月日	昭和		70 / 7 / 15				
③ 雇用保険被保険者番号	135 / 1 / 986650						
④ あなたが申込みをされた給付または受けることになった給付(該当する番号を○で囲んでください)	① 基本手当(船員保険法にあっては失業保険金) 2. 高年齢雇用継続基本給付金(船員保険法にあっては高年齢雇用継続基本給付金) 3. 高年齢再就職給付金(船員保険法にあっては高年齢再就職給付金)						
⑤ ④の1に○をされた方は求職の申込みを行った年月日	平成	14	年	7	月	22	日
⑥ ④の2または3に○をされた方はその給付の対象となり始めた年月	平成		年		月		日
※ 支給停止	年	月	日	事由	※ 調整額	57	
51				3.1 3.2 3.3	+		

平成14年7月25日 提出

郵便番号 112-8617

住所 東京都文京区千石1-6-5

受給権者 (フリガナ) ヤマ ナカ ムツゾウ
氏名 山中 秀三

自宅の電話番号(03)-(0000)-(1141)

(裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。)

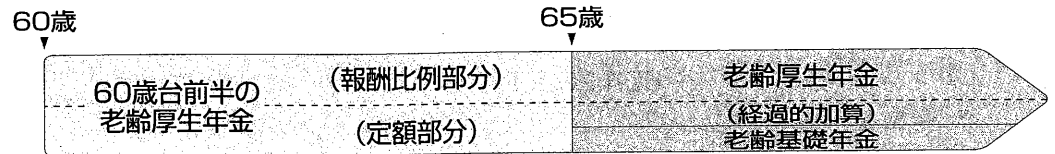
雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付をうけている人が、60歳前半の老齢厚生年金の裁定請求を行う場合には、裁定請求書を提出する際に、併せて「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を提出します。

また、60歳前半の老齢厚生年金をうけている人が、基本手当または高年齢雇用継続給付をうける場合にも、支給停止事由該当届を社会保険事務所等に提出します(支給停止事由該当届には雇用保険受給資格者証または高年齢雇用継続給付支給決定通知書を添付)。基本手当の受給期間の経過や高年齢雇用継続給付の受給終了など、年金の支給停止事由がなくなった場合は、自動的に年金が支給されます。

7 65歳からの老齢年金

老齢基礎年金と老齢厚生年金

65歳になると、老齢基礎年金の資格期間を満たした人に老齢基礎年金が支給され、さらに厚生年金保険の被保険者期間が1カ月以上ある人には、上乘せして老齢厚生年金が支給されます。60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者も、65歳からは老齢基礎年金と老齢厚生年金の支給となります。



※60歳台前半の老齢厚生年金をうけていた人には、ハガキ様式の「裁定請求書」が送られてきますので、これに必要事項を記入したうえで65歳到達月の末日までに返送します。これを行わないと年金は支払われません。

※老齢基礎年金の資格期間を満たした人が65歳からの支給を延ばして、66歳以後の希望するときから支給を受けることができます(老齢基礎年金の繰下げ支給)。この場合の老齢基礎年金の額は、繰り下げた期間に応じて所定の率で増額されます。

老齢基礎年金は40年加入で年額804,200円

老齢基礎年金の額は、804,200円(月額67,017円)です。これは、20歳から60歳に達するまでの40年間で、すべて保険料納付済期間である人に、国民年金から804,200円の老齢基礎年金が支給されるということです。

◆昭和16年4月1日以前生まれの場合

国民年金制度が発足した昭和36年4月1日前にすでに20歳以上の人は、60歳までに40年の加入期間を満たせませんので、昭和36年4月から60歳に達するまでの期間(加入可能年数▶103頁の表「D」参照)がすべて保険料納付済期間であれば、上記の老齢基礎年金が支給されます。

◆保険料納付済期間が不足する場合

保険料納付済期間の月数が40年または加入可能年数の12倍に満たない場合は、不足する期間に応じて減額され、次の式で計算した額が支給されます。

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \text{保険料全額免除期間の月数} \times \frac{1}{3} + \text{保険料半額免除期間の月数} \times \frac{2}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

※学生の納付特例による期間は、保険料免除期間には含まれません。また、半額免除に係る規定は平成14年4月から実施されたものです。

◆配偶者加給年金額と振替加算

サラリーマンの妻(被扶養配偶者)は、大正15年4月2日以後生まれであれば、65歳から自分名義の老齢基礎年金が支給されます。夫の老齢厚生年金の配偶者加給年金額はうち切られますが、昭和41年4月1日以前生まれであれば、生年月日に応じた振替加算が妻の老齢基礎年金に加算されます(103頁の表の「E」参照)。なお、振替加算が行われるのは、夫婦とも大正15年4月2日以後生まれの場合で、その他の場合は、妻が65歳になっても配偶者加給年金額が支給されます。

老齢厚生年金は報酬比例の年金と経過的加算

老齢厚生年金の額は、報酬比例の年金額に加給年金額を加算した額です。報酬比例の年金額は、60歳台前半の老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ計算式で計算した額です。つまり、「平成12年改正による報酬比例部分の計算方法」(92頁参照)と、「改正前の方法による報酬比例部分の計算方法」(93頁参照)で計算した額のうち高い方の額となります。また、総報酬制導入後の期間は、94頁の計算方法で計算した額となります。

報酬比例の年金額には、当分の間、次の経過的加算が行われます。

$$1,676円 \times \left[\begin{array}{c} \text{生年月日に応じて} \\ 1.875 \sim 1 \end{array} \right] \times \text{厚生年金保険の被保険者期間の月数} \quad \left(\begin{array}{c} \text{91頁の定額部分の} \\ \text{計算方法と同じ} \end{array} \right) \\ - 804,200円 \times \frac{\text{昭36.4以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

◆配偶者と子 についての加算額

60歳台前半の老齢厚生年金に加算される場合と同様です(94頁参照)。ただし、加給年金額つきの60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者だった人は、その加給年金額が加算された当時からひき続いて、対象者の生計維持関係が必要です。

◆定額部分との差額は経過的加算で

65歳からの年金では、60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。しかし、厚生年金保険の被保険者期間の一部(20歳前や60歳以後の期間など)が老齢基礎年金の年金額に反映されないため、当面は定額部分が老齢基礎年金より高い額となります。そこで、当分の間、その差額が経過的加算として、65歳からの老齢厚生年金(報酬比例の年金)に加算されます。

旧法(昭和60年改正前)の老齢年金の計算方法

老齢年金は、大正15年4月1日以前に生まれた人、昭和61年3月以前に受給権が発生した人が対象です。

旧厚生年金保険法の老齢年金

定額部分	報酬比例部分	+ 加給年金額
$3,143円 \times \frac{\text{被保険者期間の月数}}{\text{月数}}$	$\left[\begin{array}{c} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{9.5}{1000} \times \frac{\text{被保険者期間の月数}}{\text{月数}} \right] \text{または} \left[\begin{array}{c} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{10}{1000} \times \frac{\text{被保険者期間の月数}}{\text{月数}} \right] \times 1.031$	+

※定額部分の被保険者期間の月数は、最低240月・最高420月で計算します(通算老齢年金では実際の加入月数で計算)。報酬比例部分の被保険者期間の月数は、実際の加入月数です。

※加給年金額は現行制度と同額です(通算老齢年金では加給年金額はありません)。

旧国民年金法の老齢年金

$\left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{2,576円} \times \frac{\text{納付済月数}}{\text{月数}} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{2,576円} \times \frac{\text{免除} \times \frac{1}{3}}{\text{月数}} \end{array} \right)$	+ 資格期間の特例をうける人の加算
	$997円 \times \left(\begin{array}{c} \text{被保険者期間} \\ \text{300月-の月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済+免除} \times \frac{1}{2} \\ \text{月数} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right)$

※付加保険料を納めた月がある場合は、200円×納付月数で計算した額が加算されます。

※10年年金は488,600円、5年年金は415,800円です。

※老齢福祉年金は412,000円です(所得による支給停止があります)。

8 60歳台後半の在職老齢年金

70歳未満で在職中の場合は在職老齢年金

65歳からの老齢厚生年金の受給権者が、70歳未満で在職中（厚生年金保険の被保険者）の場合は、退職するまで、または70歳になるまでの間、次のように調整された在職老齢年金をうけます（老齢基礎年金は全額支給されません）。ただし、平成14年4月前に65歳に到達した人は、在職老齢年金のしくみは適用されず、年金の全額が支給されます。

- ①標準報酬月額と老齢厚生年金（経過的加算額および加給年金額を除く）の月額との合計額が37万円以下の場合、年金は全額支給されます。
- ②標準報酬月額と老齢厚生年金（経過的加算額および加給年金額を除く）の月額との合計額が37万円をこえる場合は、こえた額の2分の1が支給停止されます。
- ③支給停止額が老齢厚生年金の額（経過的加算額および加給年金額を除く）以上の場合、加給年金額も支給停止となります（経過的加算額は支給）。

◆総報酬制導入後の在職老齢年金

総報酬制導入にともない、60歳台後半の在職老齢年金についても、直近1年間の標準賞与額の総額の12分の1を報酬に繰り入れて支給停止を行うなどの調整が行われます（平成16年4月実施）。

再就職等による支給額の変更と退職時等改定

退職して65歳からの老齢厚生年金の受給権者となっている人が、70歳未満で再就職して被保険者になったときは、再就職に際してきめられた標準報酬月額と年金額とに応じて、再就職の翌月分から年金額の一部または全部が支給停止になる場合があります。

◆標準報酬が変わったとき

在職老齢年金の受給権者の標準報酬月額が変わったときは、その月から支給停止額も変わり、支給額も変更（または全額支給停止）されます。

◆70歳前に退職か70歳になったら

在職老齢年金の受給権者が70歳になる前に退職して被保険者資格を失い、1カ月が経過すると、支給停止がなくなり、在職中の被保険者期間を加えて年金額が再計算・改定されます。

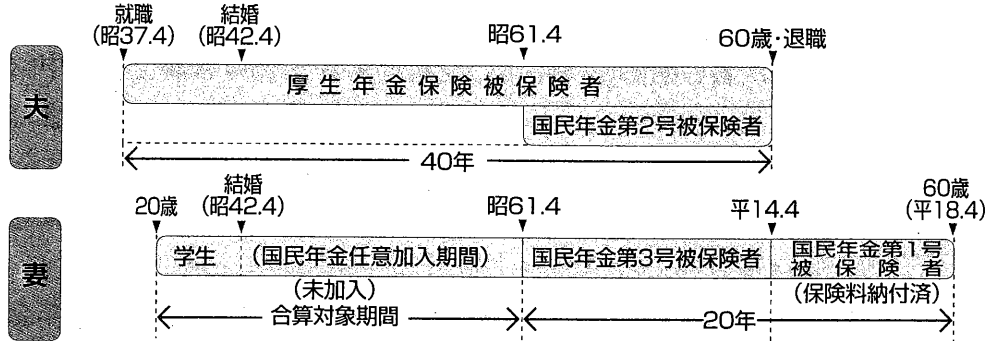
また、在職老齢年金の受給権者が70歳になって被保険者資格を失い、1カ月が経過すると、支給停止がなくなり、在職中の被保険者期間を加えて年金額が再計算・改定されます。

◆本人の特別の届出は不要

以上の支給（停止額）の変更・年金額の改定は、事業主が提出する届書にもとづいて行われますので、本人からの届出は必要ありません。

年金額の計算例 (老齢厚生年金・老齢基礎年金)

昭和17年4月2日生まれ、厚生年金保険の被保険者期間40年(480月)、改正前の再評価率による平均標準報酬月額336,540円、平成12年改正の再評価率による平均標準報酬月額359,660円の人(夫)に、昭和21年4月2日生まれで、勤めたことも国民年金に任意加入したこともない妻がいる場合。



夫の60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金

■定額部分(61歳から支給) = $1,676円 \times 1.134 \times 444月$ (上限) $\approx 843,859円$

■報酬比例部分(②の方が高いので②の額とする)

①平成12年改正計算式 = $359,660円 \times \frac{7.543}{1000} \times 480月 \approx 1,302,199円$

②改正前計算式 = $336,540円 \times \frac{7.94}{1000} \times 480月 \times 1.031 \approx 1,322,383円$

■配偶者加給年金額(61歳から支給) = $231,400円 + 136,600円 = 368,000円$

支給額は、61歳になる前は1,322,400円(月額110,200円)で、61歳からは2,534,200円(月額211,183円)となります。なお、この夫の場合、61歳になる前は老齢基礎年金の一部の支給繰上げを、65歳になる前は全部の支給繰上げを請求することができます。

夫の65歳からの老齢基礎年金と老齢厚生年金

■老齢基礎年金 = 804,200円(満額)

■老齢厚生年金 = $1,322,383円 + (843,859円 - 804,200円) \approx 1,362,000円$

■配偶者加給年金額 = $231,400円 + 136,600円 = 368,000円$

合計 = 2,534,200円(月額211,183円)

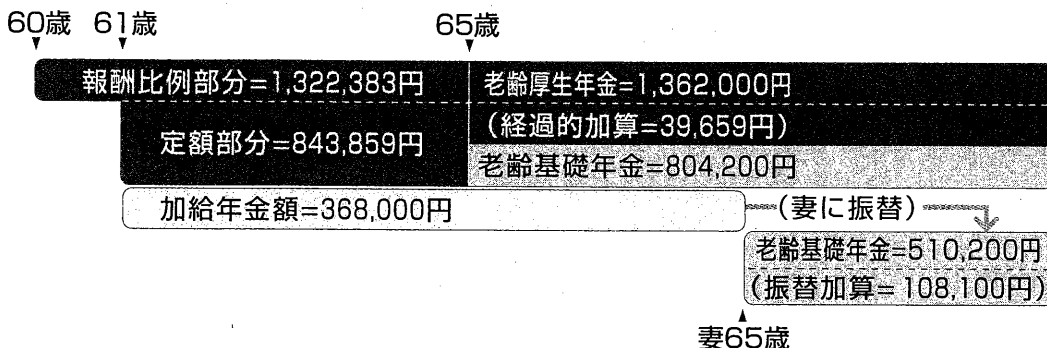
妻の65歳からの老齢基礎年金と振替加算

妻の老齢基礎年金は、加入可能年数40年中昭和61年4月以降の第3号被保険者(第1号被保険者)の期間が20年あるので、次のように計算され、これに振替加算が加算されます。

■老齢基礎年金額 = $804,200円 \times \frac{20 \times 12月}{40 \times 12月} = 402,100円$

■振替加算 = 108,100円

合計 = 510,200円(月額42,517円)



妻65歳

経過措置早見表 (老齢厚生年金・老齢基礎年金)

生年月日	必要な加入年数			老齢基礎年金		老 齢 厚 生 年 金					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	国民年金と合わせた期間	厚生・共済を合わせた期間	厚生年金の中高齢の特例	加入可能年数	振替加算額(年額)	男子の支給開始年齢	女子の支給開始年齢	定額部分の読替率(乗率)	改正による報酬比例部分の乗率	従前の報酬比例部分の乗率	配偶者加給年金額(年額)
大15年4月1日以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます。										
大15年4月2日～昭2年4月1日	21年	20年	15年	25年	231,400円	60歳	55歳	1.875	1000分の9.5	1000分の10	231,400円
昭2年4月2日～昭3年4月1日	22年	//	//	26年	225,200円	//	//	1.817	9.367	9.86	//
昭3年4月2日～昭4年4月1日	23年	//	//	27年	219,100円	//	//	1.761	9.234	9.72	//
昭4年4月2日～昭5年4月1日	24年	//	//	28年	212,900円	//	//	1.707	9.101	9.58	//
昭5年4月2日～昭6年4月1日	25年	//	//	29年	206,600円	//	//	1.654	8.968	9.44	//
昭6年4月2日～昭7年4月1日	//	//	//	30年	200,600円	//	//	1.603	8.845	9.31	//
昭7年4月2日～昭8年4月1日	//	//	//	31年	194,400円	//	56歳	1.553	8.712	9.17	//
昭8年4月2日～昭9年4月1日	//	//	//	32年	188,100円	//	//	1.505	8.588	9.04	//
昭9年4月2日～昭10年4月1日	//	//	//	33年	182,100円	//	57歳	1.458	8.465	8.91	265,500円
昭10年4月2日～昭11年4月1日	//	//	//	34年	175,900円	//	//	1.413	8.351	8.79	//
昭11年4月2日～昭12年4月1日	//	//	//	35年	169,600円	//	58歳	1.369	8.227	8.66	//
昭12年4月2日～昭13年4月1日	//	//	//	36年	163,600円	//	//	1.327	8.113	8.54	//
昭13年4月2日～昭14年4月1日	//	//	//	37年	157,400円	//	59歳	1.286	7.990	8.41	//
昭14年4月2日～昭15年4月1日	//	//	//	38年	151,100円	//	//	1.246	7.876	8.29	//
昭15年4月2日～昭16年4月1日	//	//	//	39年	145,100円	//	60歳	1.208	7.771	8.18	299,700円
昭16年4月2日～昭17年4月1日	//	//	//	40年	138,800円	61歳	//	1.170	7.657	8.06	333,900円
昭17年4月2日～昭18年4月1日	//	//	//	//	132,600円	//	//	1.134	7.543	7.94	368,000円
昭18年4月2日～昭19年4月1日	//	//	//	//	126,600円	62歳	//	1.099	7.439	7.83	402,100円
昭19年4月2日～昭20年4月1日	//	//	//	//	120,300円	//	//	1.065	7.334	7.72	//
昭20年4月2日～昭21年4月1日	//	//	//	//	114,100円	63歳	//	1.032	7.230	7.61	//
昭21年4月2日～昭22年4月1日	//	//	//	//	108,100円	//	61歳	1.000	7.125	7.50	//
昭22年4月2日～昭23年4月1日	//	//	16年	//	101,800円	64歳	//	//	//	//	//
昭23年4月2日～昭24年4月1日	//	//	17年	//	95,600円	//	62歳	//	//	//	//
昭24年4月2日～昭25年4月1日	//	//	18年	//	89,600円	60歳	//	//	//	//	//
昭25年4月2日～昭26年4月1日	//	//	19年	//	83,300円	//	63歳	//	//	//	//
昭26年4月2日～昭27年4月1日	//	//	—	//	77,100円	//	//	//	//	//	//
昭27年4月2日～昭28年4月1日	//	21年	—	//	71,000円	//	64歳	//	//	//	//
昭28年4月2日～昭29年4月1日	//	22年	—	//	64,800円	61歳	//	//	//	//	//
昭29年4月2日～昭30年4月1日	//	23年	—	//	58,500円	//	60歳	//	//	//	//
昭30年4月2日～昭31年4月1日	//	24年	—	//	52,500円	62歳	//	//	//	//	//
昭31年4月2日～昭32年4月1日	//	—	—	//	46,300円	//	//	//	//	//	//
昭32年4月2日～昭33年4月1日	//	—	—	//	40,000円	63歳	//	//	//	//	//
昭33年4月2日～昭34年4月1日	//	—	—	//	34,000円	//	61歳	//	//	//	//
昭34年4月2日～昭35年4月1日	//	—	—	//	27,800円	64歳	//	//	//	//	//
昭35年4月2日～昭36年4月1日	//	—	—	//	21,500円	//	62歳	//	//	//	//
昭36年4月2日～昭37年4月1日	//	—	—	//	15,500円	—	//	//	//	//	//
昭37年4月2日～昭38年4月1日	//	—	—	//	15,500円	—	63歳	//	//	//	//
昭38年4月2日～昭39年4月1日	//	—	—	//	15,500円	—	//	//	//	//	//
昭39年4月2日～昭40年4月1日	//	—	—	//	15,500円	—	64歳	//	//	//	//
昭40年4月2日～昭41年4月1日	//	—	—	//	15,500円	—	//	//	//	//	//
昭41年4月2日以後	//	—	—	//	—	—	—	//	//	//	//

注(1)坑内員・船員の期間については、昭和61年3月以前の期間は実際の被保険者期間を3分の4倍し、昭和61年4月～平成3年3月の期間は5分の6倍して計算します。

(2)A欄は厚生年金保険、船員保険、共済組合、国民年金の被保険者期間(加入期間)を合算します。被用者年金の加入者の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間など、いわゆる「カラ期間」も入れて計算します。

(3)C欄は男子は40歳から、女子と坑内員・船員は35歳からの厚生年金保険・船員保険の被保険者期間です。

(4)E欄は妻(配偶者)の生年月日で、K欄は受給権者本人の生年月日で見てください。

(5)F欄の男子の支給開始年齢のうち、生年月日昭24.4.1以前は定額部分+報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢、生年月日昭24.4.2以後は報酬比例部分のみの老齢厚生年金の支給開始年齢です。G欄の女子の支給開始年齢のうち、生年月日昭29.4.1以前は定額部分+報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢、生年月日昭29.4.2以後は報酬比例部分のみの老齢厚生年金の支給開始年齢です。なお、G欄の生年月日昭15.4.1以前の支給開始年齢は、厚生年金保険の被保険者期間が20年(中高齢の特例でうけるときは35歳以後15年)以上ある人に限られます。